

北九州市子ども・子育て会議 <概要>

1 位置づけ

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の規定に基づき設置された北九州市の附属機関
(設置根拠:北九州市子ども・子育て会議条例)

2 組織・委員・部会

- ・委員15人以内で組織
- ・子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命
- ・委員の任期は2年（今期:令和8年2月～令和10年1月）
- ・会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。
- ・部会を置くことができ、部会に属する委員及び専門委員は会長が指名

3 役割

北九州市こどもプラン(こども基本法に基づく「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を一体とした計画)の策定や変更、計画で定める指標や施策の進捗管理を行うにあたり意見を述べる。

※認定こども園・確認部会

- ・認定こども園の認可・認定等に係る事項について調査審議を行う。
- ・委員5名(うち1名専門委員)

4 北九州市こどもプラン

北九州市こどもプランは、国の法定計画であるとともに、北九州市が掲げる「基本構想・基本計画(新ビジョン)」を実現するこども・子育てに関する分野別計画として、令和7年3月に策定(計画期間:令和7年度～令和11年度)。

基本理念に「こどもまんなかcityの実現」を掲げ、こどもの目線に合わせて、こどもの最善を考えるまち、こどもを社会を構成する存在として尊重することができるまちを目指し、3つの基本方針「こどもをまんなかに、子育てをもっと楽しく」、「どんなときも、「こどもの歩みに寄り添う」、「子育て世代と若者をしっかり応援」のもと、15の基本施策を定める。